

木曽三川下流部不法係留船対策における 計画(第3次)素案について

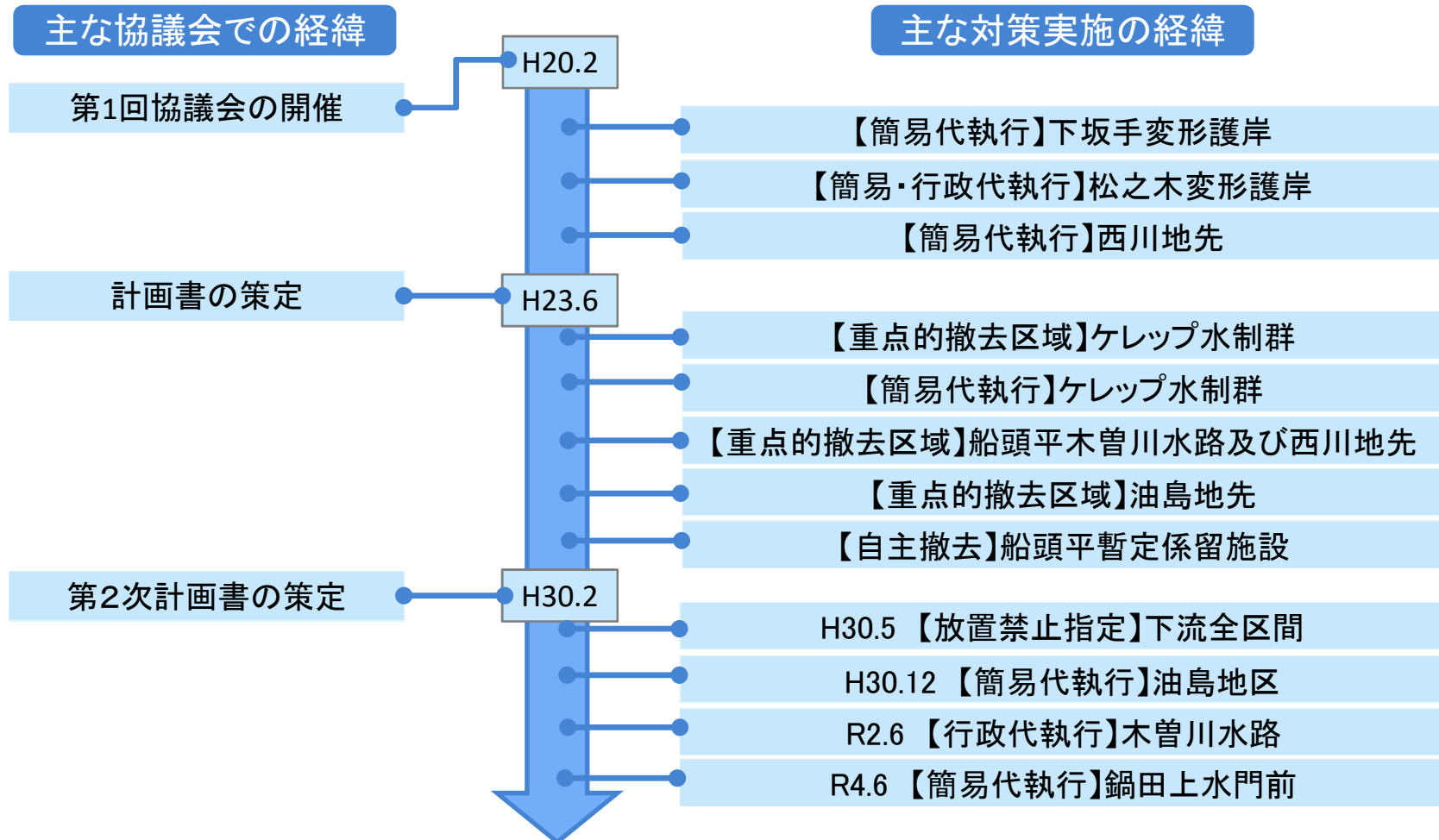
令和6年 7月 19日

目次

1. 不法係留船対策の経緯
2. 第3次計画の策定について
3. 令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会について
4. 第3次計画の主な内容について
5. 第3次計画策定スケジュール

1. 不法係留船対策の経緯

木曽三川下流部船舶対策協議会は、木曽三川下流域（木曽川下流河川事務所管内）の不法係留船等の計画的な対策の促進を図るため、平成20年2月15日に発足しました。



2. 第3次計画の策定について

2022年8月1日見直し

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計画	「計画的な不法係留船対策の促進について」 (平成 10 年 2 月 12 日 建設省河川局長通達)						第2次計画(延長～R6年度) 第3次計画の検討		第3次計画
	第1次計画	第2次計画(H30年度～H34年度(R4年度))							
重点的撤去区域における不法係留船対策	ケレップ水制群	H29年度までに対策完了 継続的な監視							新規重点的撤去区域の設定
	油島地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導				移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置	
		簡易代執行							
	船頭平閘門 木曾川水路 及び西川地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導			移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置		
		行政代執行				指導・強制撤去措置			
重点的撤去区域以外の対策	放置禁止指定準備・施行	是正指示(警告文書送付)				罰則適用の検討		継続的な廃船処理の推進	
	廃船処理	※予算に応じ随時実施							
変形護岸の適正な維持管理			暫定係留施設	自主撤去指導・説明会実施・移動完了		監視の継続 指導・整理集約		第3次計画の検討と併せて検討	
	実態調査、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)、ナンバープレート貼付								
既存の恒久的係留・保管施設の活用	情報発信	条例制定に向けた検討			恒久的施設の活用検討		利用可能施設の検討		
その他	広報(市町広報誌・リーフレット配布・ホームページ)					継続的な啓発活動			

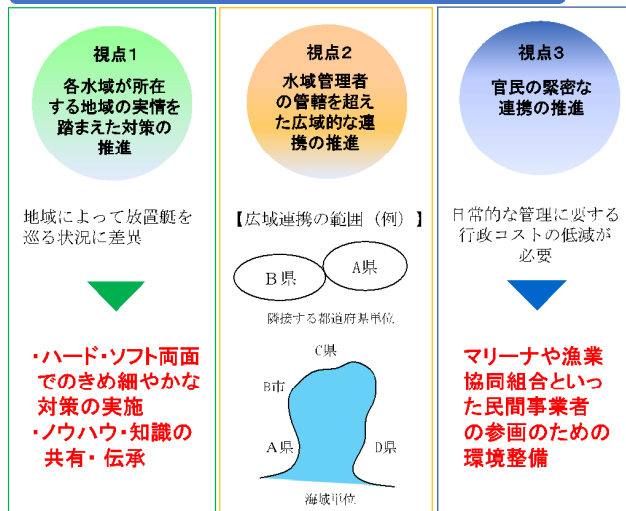
3. 令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会について

三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための 今後の放置艇対策の方向性 概要版

目 標

すべての放置艇の解消の最終的な目標は堅持しつつ、**地域にとって支障となる放置艇**については、**概ね10年程度**を目途に解消できるよう**優先的に**対策に取り組むことを目指す。

放置艇対策の実効性を高めるための3つの視点



具体的対策

1. 係留・保管能力の向上	1. 1 既存の係留・保管施設の収容余力の活用 1. 2 管理上支障のない水域の有効活用 1. 3 国の支援制度の有効活用(係留・保管施設整備)
2. 効果的な規制措置の実施	2. 1 放置等禁止区域等の指定の拡充 2. 2 所有者情報の把握 2. 3 所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発 2. 4 罰則規定の周知徹底
3. 水域管理者等による監督の推進	3. 1 行政代執行・簡易代執行の適切な実施 3. 2 廃棄物としての撤去処分への推進 3. 3 沈船を未然に防ぐための迅速な対応 3. 4 F R P 船リサイクルシステムの利用促進 3. 5 国の支援制度の有効活用(沈没船処理)
4. 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施	4. 1 関係機関が連携した普及活動の充実 4. 2 日常的な放置艇対策への関係者の協力 4. 3 海洋教育等を通じた対策の周知
5. 広域的な対策の推進	5. 1 水域を越えた対応 5. 2 都道府県の枠を越えた対応

ロードマップ

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
全国実態調査	放置艇対策の今後の方向性の検討			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	
➤ ➤ 広域的な連携による放置艇対策の推進(それぞれの地域事情を踏まえて実施) 新たな放置艇を防ぐ予防的措置の拡充													
												達成度評価	

3. 令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に 向けた検討会について

■所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発

- ・所有者の責任において係留・保管場所確保に努めるよう関係機関により指導・啓発することが望ましいとされている。

4. 2. 3 所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発

プレジャーボートの所有者に対し、その係留・保管場所を確保させることは、放置艇の発生を防ぐ観点において極めて重要である。まずは所有者の責任において係留・保管場所の確保に努めるよう、水域管理者だけでなく、当該地域を管轄する海上保安部や警察といった取締機関を含め、指導及び啓発活動を徹底していくことが望ましい。

また、係留・保管場所の確保を義務付けるためには、需要に応じた適切な係留・保管場所が不可欠であることから、既存施設の収容余力及び管理上支障のない水域の有効活用等により、係留・保管能力を向上させる必要がある。

なお、法律による全国一律の係留・保管場所確保の義務付けを望む声の一部にはあるが、全国的には、放置艇を係留・保管できるだけの場所が十分に確保できていないことや、現行の対策を適切に講じることにより放置艇数は着実に減っており、放置艇が多い地域が存在する一方で、ゼロに限りなく近づいている地域があるなど、放置艇の実態について地域によって差異がみられること、放置艇が集積する自治体を中心に条例の制定の動きがあることなどから、まずは地域単位での実施の動向を注視することが望ましい。

■海洋教育等を通じた対策の周知

- ・イベントや体験ツアーの中で放置艇対策の意義を伝えること、マスメディアの協力を得ることの重要性が指摘されている。

4. 4. 3 海洋教育等を通じた対策の周知

マリナーをはじめ様々な機関が協力し、マリンスポーツ、海洋性レクリエーションの振興を図るため、一般の市民や小中学生を対象に、体験・参加機会を提供するイベントを毎年開催している例がある。また、海洋環境について学ぶための体験ツアーといった海業の取組も行われており、このようなマリンレジャー等を通じた海洋教育の普及活動の場を活用して、放置艇対策の意義を伝えるとともに、マスメディア等の協力も得ながら呼びかけを広く、丁寧に行っていくことも重要である。

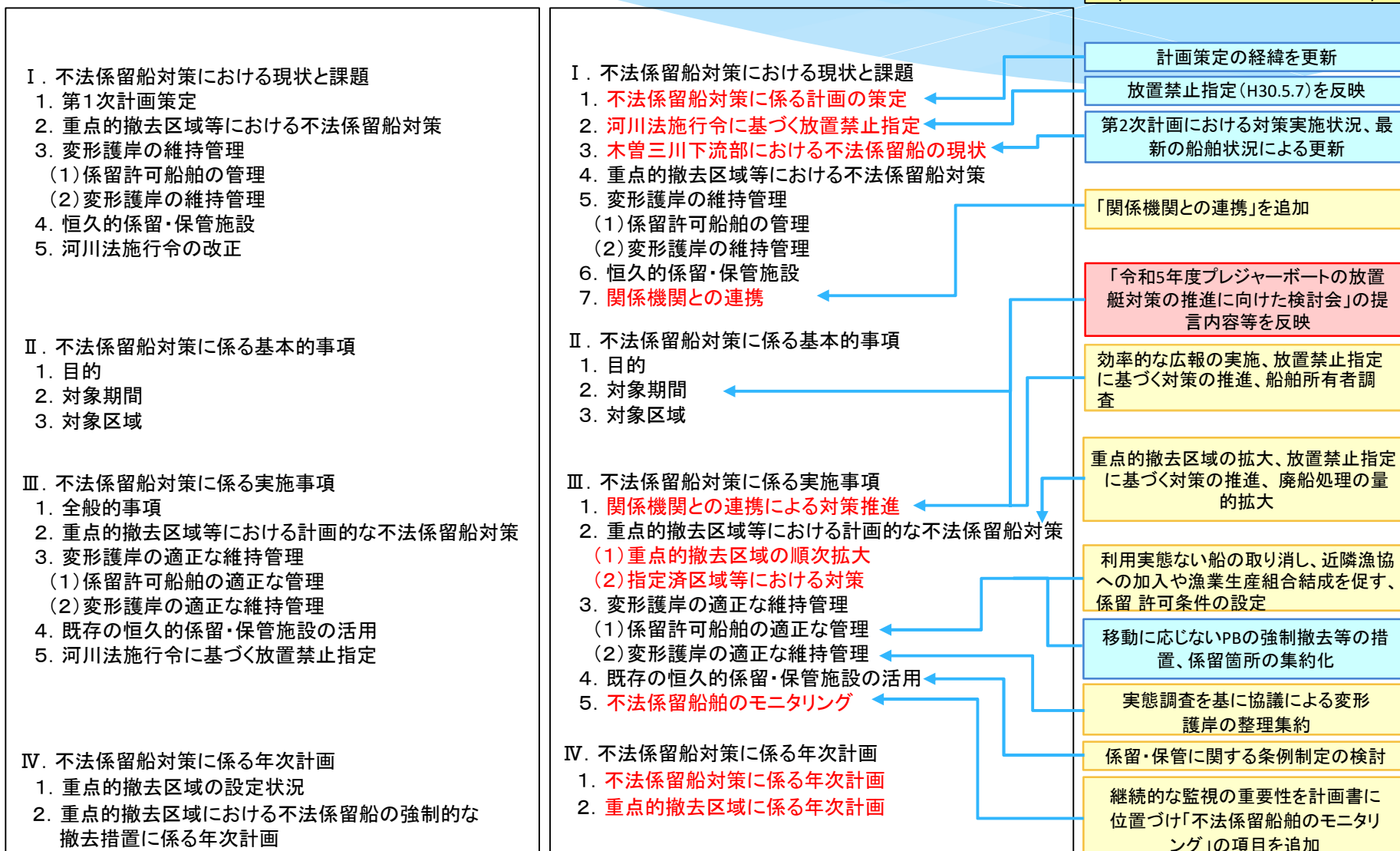
⇒第3次計画における広報に反映

4. 第3次計画の主な内容について

第2次計画（H30.3策定）

第3次計画（R7.3策定予定）

第3次計画における方針
(拡大・対応強化、追加事項等)



見直しのポイント

「令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会」の反映

現状・課題を踏まえた実施内容の見直し

計画の進捗に応じた時点更新

4. 第3次計画の主な内容について

第3次計画の概要

Ⅱ. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的

- ◆ 海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がり、南海トラフの発生が危惧される当該地域において、河川管理上の支障となる不法係留船について、第1次計画に引き続き、関係機関と連携・協力しつつ、効果的な対策を実施するものとする。
- ◆ 現状の課題や河川整備計画、推進計画を受けた法整備を踏まえた対策を実施するものとする。

2. 対象期間

- ◆ 対象期間は、令和7年度から令和16年度までの10力年間とする。

3. 対象区域

- ◆ 対象区域は、木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部(木曽川下流河川事務所管内)とする。

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 関係機関との連携による対策推進

- ◆ 実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。
- ◆ 不法係留船対策の意義や必要性、船舶所有者による係留・保管場所の確保等について、SNSやイベントの活用、的を絞った広報の実施など、効率的・効果的な手法を用い広報活動に積極的に取り組む。
- ◆ 放置禁止指定に基づき、今後は合同パトロール時により強い指導等を行っていく。特に悪質なものには罰則の適用に向けた措置を講ずる。
- ◆ 占有者である自治体と河川管理者が連携し、係留施設内船舶の所有者等の状況把握、情報共有を図り、適切な管理体制の構築に努める。

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。



代執行の実施の様子(左:R2 船頭平閘門 右:R4 鍋田川上水門)

4. 第3次計画の主な内容について

第3次計画の概要

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致することを基本とし「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。漁協規模の縮小化、解散等が生じた際、引き続き係留を希望する場合は、他の漁協等への加入や漁業生産組合の設立を促す。
- ◆ 船舶管理を徹底するために、ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 占有者が係留許可・更新する際は、船舶所有者の高齢化による所有者不在状態・放置・廃船化を防止するため、所有者に問題が生じた際の第2連絡先の確認、船舶の撤去に関する保証人の設定など、係留許可条件を定める。
- ◆ 一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 占有者及び河川管理者は、ナンバープレートを活用し係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・監視する。
- ◆ 変形護岸係留船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めていた変形護岸(上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷)は、漁船等生業船の係留を認めることとしたため、係留期間が過ぎて移動しないプレジャーボートについては強制的な撤去の措置等を行い、係留箇所の集約化を図る。

(2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、費用負担を含め占有者または利用者が行うものとし、具体的な内容については維持管理計画書に記載するものとする。河川管理者は、占有者から一定の期間ごとに維持管理状況の報告を受け、占用施設の適正な管理に関して確認を行う。
- ◆ 係留船舶が減少している変形護岸については実態調査を基に協議し、整理・集約を進めるとともに、係留船舶が存在しない変形護岸は占用廃止し、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸については、占有者の適正な管理が確実に実施される場合においてのみ、新たな水面利用のための占用協議に応じるものとする。

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、水面利用のルールやマナーに関する意識啓発活動を行っていく。
- ◆ 既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する。
- ◆ 水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自治体において自宅等陸上での保管も視野に入れた条例の制定を検討する。

5. 不法係留船舶のモニタリング

- ◆ 変形護岸の係留船舶の状況を把握する係留利用実態調査、変形護岸外の状況を把握する巡視調査を継続して実施し、その結果を不法係留船舶への指導、変形護岸の維持管理、廃船処理等に活用する。
- ◆ 船舶の現状把握にあたっては、UAVの活用等により効率的、効果的に実施するとともに、有効な技術について情報収集を継続する。

4. 第3次計画の主な内容について

①重点的撤去区域における対策(第3次計画素案 P14)

(1)重点的撤去区域の順次拡大

重点的撤去区域の設定・看板の設置・代執行の告示等により自主的に移動する効果が期待できるため、重点的撤去区域の順次拡大に取り組む。

重点的撤去区域の拡大は揖斐川上流域を候補とし、拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を係留施設利用者の意向を踏まえつつ自治体等が河川管理者と調整の上で恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。

最終的には、重点的撤去区域を木曽三川下流部全体に設定することを念頭におきつつ、不法係留船対策を適正に実施するため、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から、順次設定する。

4. 第3次計画の主な内容について

②不法係留船舶のモニタリング(第3次計画素案 P20)

5.不法係留船舶のモニタリング

不法係留船舶の継続的な監視は、重点的撤去区域以外や係留施設も含め重要である。変形護岸の係留船舶の状況を把握する係留利用実態調査、変形護岸外の状況を把握する巡視調査を継続して実施し、その結果を不法係留船舶所有者への指導、変形護岸の維持管理、廃船処理等に活用する。

船舶の現状把握にあたっては、UAVの活用等により効率的、効果的に実施するとともに、有効な技術について情報収集を継続する。



写真 15 UAVを活用した船舶の確認

4. 第3次計画の主な内容について

③関係機関との連携による対策推進、④効率的な広報の実施(第3次計画素案 P13)

Ⅲ.不法係留船対策に係る実施事項

1.関係機関との連携による対策推進

Ⅱに示した基本的事項を踏まえ、具体的な実施事項を図に示す。

各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

(1) 広報

不法係留船対策の意義や必要性、船舶所有者による係留・保管場所の確保等について地域住民のさらなる理解向上を図るために、SNSやイベントの活用、的を絞った広報の実施など、効率的・効果的な手法を用い広報活動に積極的に取り組む。

(2) 放置禁止指定に基づく対策の推進

管内全域を対象に放置禁止指定(H30.5.7)を実施しており、今後は合同パトロール時により強い指導等を行っていく。特に悪質なものには罰則の適用に向けた措置を講ずる。

(3) 船舶所有者調査

占有する係留施設内の係留船舶の状況を把握しきれていない施設があることから、占有者である自治体と河川管理者が連携し、係留施設内船舶の所有者等の状況把握、情報共有を図り、適切な管理体制の構築に努める。

4. 第3次計画の主な内容について

⑤漁協の縮小・解散時における許可船舶の取り扱い(第3次計画素案 P16)

3.変形護岸の適正な維持管理

(1)係留許可船舶の適正な管理

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記(ア)(イ)に合致することを基本とし「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。漁協規模の縮小化、解散等が生じた際、引き続き係留を希望する場合は他の漁協等への加入や漁業生産組合の設立を促す。

4. 第3次計画の主な内容について

⑥ナンバープレート設置について(第3次計画素案 P16)

3.変形護岸の適正な維持管理

(1)係留許可船舶の適正な管理

(略)

船舶管理を実施するために、占有者は連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、不明確な船舶の係留をなくし、所有者等を確実に把握する。占有者が係留許可・更新する際は、船舶所有者の高齢化による所有者不在状態・放置・廃船化を防止するため、所有者に問題が生じた際の第2連絡先の確認、船舶の撤去に関する保証人の設定など、係留許可条件を定める。なお、一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消すものとする。

占有者及び河川管理者は、ナンバープレートを活用し変形護岸における係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・監視する。また変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保した上で、占有者は避難方法を維持管理計画書に明記する。

4. 第3次計画の主な内容について

⑦係留・保管施設に関する条例の制定について(第3次計画素案 P19)

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

水域利用の秩序の確立や船舶の係留・保管の適正化を図るためには、まずは、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川管理者、地方自治体、水域管理者等の関係者の責務・役割を明確にしつつ、水域利用のルールやマナーの遵守、係留・保管場所の確保等について、船舶所有者の意識啓発活動を行っていく。

それを踏まえた上で、マリーナや漁港等の既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で常に共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する。

なお、水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自治体において自宅等陸上での保管も視野に入れた適正な係留・保管に関する秩序確立等を目的とした条例の制定を検討する。

図 船舶の係留保管に関する条例を制定した事例(千葉県の場合)

(県の責務) 第三条 県は、プレジャーボートの係留保管の適正化を図るため、国、隣接する都県及び県内の市町村等（以下この条において「関係団体等」という。）との連携を確保しつつ、総合的な施策を推進するものとする。 2 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等が適正な係留保管をするよう指導するものとする。 3 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。 (所有者等の責務) 第四条 所有者等は、<u>自らの責任において係留保管施設等を確保し</u>、プレジャーボートの適正な管理に努めなければならない。 (事業者の責務) 第五条 事業者は、県が実施するプレジャーボートの係留保管の適正化に関する施策に協力しなければならない。 2 事業者は、所有者等に対し、適正な係留保管に関する<u>啓発、情報の提供その他必要な措置</u>を講ずるよう努めなければならない。 (重点適正化区域内における措置) 第十一条 知事は、重点適正化区域内に<u>プレジャーボートが放置されているときは</u>、当該職員に、当該プレジャーボートをあらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。 2 知事は、前項の規定による移動をするに当たっては、あらかじめ、次項において準用する前条第三項の規定による立入調査及び船舶の登録等を行っている機関への照会をもって迅速に当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができるときは、当該所有者等に対し、重点適正化区域内において放置されているプレジャーボートについては当該職員にあらかじめ知事が定めた場所に移動させることがある旨の警告をするものとする。ただし、緊急の必要があると認めるとき、又は当該警告を直ちに当該プレジャーボートの所有者等に了知させることが困難であると認めるときは、この限りでない。 (費用の負担) 第十三条 第十一条第一項の規定による移動、前条第一項の規定による保管又は同条第三項の規定による廃棄に要した費用は、当該プレジャーボートの所有者等の負担とする。 2 前項に規定する費用の額は、実費を勘案して規則で定める額（保管に要する費用の額にあっては、県内の主要な係留保管施設の利用料の額に相当するものとして規則で定める額）とする。	
--	--

4. 第3次計画の主な内容について

参考 市町による条例等の制定について

- ・市町における係留場所に関する条例等について事例収集を行った。
- ・25事例を確認し、条例、規則、要綱により利用方法等を定めている。
- ・一例として大田区では、使用手続き、使用期間、行為の制限、代執行等について規定している。

▼市町村における係留施設の条例等

No.	都道府県	市町村	条例	有料/無料	条例名
1	北海道	室蘭市	条例	有料	室蘭市マリーナ条例
2	北海道	室蘭市	規則	有料	室蘭市マリーナ条例施行規則
3	青森県	五所河原市	条例	有料	五所川原市十三湖マリーナ設置条例
4	宮城県	石巻市	条例	有料	石巻市南浜マリーナ条例
5	宮城県	亘理町	条例	有料	亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例
6	宮城県	亘理町	要領	有料	亘理町荒浜漁港フィッシャリーナ使用許可条件
7	茨城県	稲敷郡美浦村	条例	有料	美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例
8	東京都	大田区	条例	有料	大田区係留施設条例
9	東京都	品川区	要綱	－	品川区目黒川船着場管理運営要綱
10	神奈川県	横須賀市	条例	有料	ボートパーク条例
11	静岡県	浜松市	条例	有料	浜松市天竜相津マリーナ条例
12	愛知県	田原市	条例	有料	田原市字型船舶係留施設の設置及び管理に関する条例
13	三重県	四日市	条例	有料	四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例
14	兵庫県	洲本市	条例	有料	洲本市漁港の設置及び管理に関する条例
15	和歌山県	海南市	条例	有料	海南市係留施設管理条例
16	鳥根県	松江市	条例	有料	松江市鹿島マリーナの設置及び管理に関する条例
17	山口県	下関市	条例	有料	下関市ボートパークの設置等に関する条例
18	香川県	高松市	条例	有料	高松市港湾管理条例
19	愛媛県	新居浜市	要綱	有料	新居浜マリーナ設置及び管理規程
20	高知県	香南市	条例	有料	香南市ボートマリーナ施設の設置及び管理に関する条例
21	福岡県	北九州市	要領	有料	小型船係留施設使用要領
22	長崎県	佐世保市	要綱	－	佐世保市プレジャーボート対策要綱
23	熊本県	宇土市	条例	有料	宇土マリーナ条例
24	熊本県	天草市	条例	有料	天草市港湾管理条例
25	鹿児島県	鹿児島市	条例	有料	鹿児島市港湾管理条例

▼大田区における条例の内容(抜粋)

第4条 使用手続き

係留施設を使用しようとする者は、**区長に申請し、その承認**を受けなければならない。

区長は、前項の承認に際し、係留施設の管理上**必要な条件を付すことができる**。

第5条 使用期間及びその更新

係留施設の**使用の期間は、1年以内**とする。

第14条 行為の制限

工作物を設置すること。

承認を受けた係留施設以外の係留施設を使用すること。

係留施設の**管理に支障を及ぼすおそれのある行為**をすること。

第19条 代執行

(前略)物件等の移転若しくは除去又は係留施設の原状回復の命令(中略)に従わない場合において、(中略)**代執行を行うことができる**。

4. 第3次計画の主な内容について

・年次計画

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
関係機関との連携による対策推進	船舶所有者調査									
	広報、放置禁止指定に基づく対策の推進									
重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール									
	重点的撤去区域の拡大(係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置)									
	指定済み区域等における年次計画(強制的な撤去等の措置、継続的な監視)									
変形護岸の適正な維持管理	ナンバープレート設置、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫等)									
	一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、係留箇所の整理集約									
	実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約									
既存の恒久的係留・保管施設の活用	条例制定に向けた検討									
	既存施設に関する情報共有									
不法係留船舶のモニタリング	巡視調査、係留船等実態調査									

3. 第3次計画策定スケジュール

	令和5年度								令和6年度												令和7年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
協議会 幹事会			10月19日 幹事会				2月28日 協議会					本日 7月 協議会				11月 協議会			2月 協議会		
計画書 第3次計画	振り返り 課題の抽出		骨子(案)作成 重点的撤去区 域拡大(案)候 補地の選定				協議会 意見照会		素案作成			協議会 意見照会		パブリック コメント			最終調整			策定	

※7月の協議会後の意見照会、パブリックコメントにおいて大きな懸案事項や修正事項がなければ2月の協議会は前倒しで開催し、3次計画を策定する。